

プラスチック資源循環促進法について

「プラスチック資源循環促進法」とは、政府がプラスチックごみ削減を目的とした新法で、事業者に対策を義務付ける使い捨て製品を、スプーンや歯ブラシなど12品目と定めた政令を閣議決定したものである。

法施行は令和4年4月1日からとしている。

①まず大前提として、「ホテル・旅館など宿泊業全てが取り組む必要がある」とされています。
(基本は努力目標で、強制力・罰則はありません)

②その上で、前年度の排出量が5トンを超える事業者については、「特定プラスチック使用製品多量提供事業者」として定められてしまい、これに該当して削減の取組みが著しく不十分であれば、勧告・公表・命令・罰則の対象となるとしています。

なお計算は、事業所(ホテル)単位ではなく、事業者(会社)単位とされています。

年間5トンを超すには、単純に計算すると、プラ廃棄物が一泊部屋当たり100g排出された場合、年間36.5kg排出される事となり、この場合、毎日137室以上売上が上がる場合対象となる事となり、中小規模のホテルでは対象となりにくく、逆にチェーン店では比較的对象となり易い事が分かります。(※上記例は概算であり、正確な数字では御座いません)

ただ、現状5トンを超える排出量を政府は何をもって算出するか等、記載もないばかりか、提出書類等も義務付けられていない事も鑑みると、何をもって把握するつもりであるか大きな疑問ではあります。

届出の必要についての記載が無いため、「各社で目標設定をして下さい」としか判断しようがなく、この内容ですと、政府が5トンを超えていると確認する作業がなければ、無論その先の勧告等も不可能となり、現状かなり辻褄があっていない法律となっています。

またこの「プラスチック資源循環促進法」の対象外となる方法として、

①有償で提供する (大手飲食チェーンの殆どは、この方式に変更しています)

②プラスチック以外の代替品(木材・紙・バイオ樹脂)に切り替える

等の方法が御座います。

プラスチック資源循環促進法については下記リンクをご参照ください。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/pamphlet.pdf>

<https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/seidosetsumeidouga.pdf>